

平成 26 年 4 月 21 日

外国人労働者の受入の在り方について

全国社会福祉法人経営者協議会

福祉サービスは対人サービスであり、かつ、日常生活において何らかの支援を要する方々を対象としている。従って、福祉サービスにおける人材確保にあたっては、必要数を確保することは最低条件ではあるが、さらにサービスの質の維持・向上に結び付けることができる人材であることも必要不可欠な条件である。

(1) 「専門的・技術的分野」の拡大について

- 介護福祉士を加えることは賛成である。
- その際、在留資格に「福祉」を新たに設けることとし、社会福祉士、精神保健福祉士等の他の福祉関係国家資格を含めて在留資格として追加することとしてはどうか。
 - ・ 介護福祉士や社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験合格者については、国として専門性を認定しているものであり、国籍に関わらず日本において専門職として就労できるようにすべきである。

(2) 「特定活動」について

- EPA に基づく介護福祉士候補者の受け入れにあたって設けられている要件について、質の低下につながるような緩和は行うべきではない。

(3) 「技能実習」について

- 介護は、対人サービスであり現行制度のまま適用すべきではない。
 - ・ 既存の技能実習制度は、農漁業、建築、製造業等の第 1・2 次産業のみを対象としており、対人サービスである介護については、現行の枠組みをそのまま適用することは適当ではない。

- 少なくとも、対人サービスの基本となるコミュニケーションのために日本語能力は必須であり、何らかの要件を設ける必要がある。
 - ・ 生活を支援する介護業務の中では、対利用者および従事者間でのコミュニケーションは重要であり、介護に関する技能を習得する前提として、一定の日本語能力が必須である。
 - ・ 平成 26 年度より新規に受入れ開始されたベトナムとの E P A による介護福祉士候補者においては、訪日前の日本語研修（12 か月）後、日本語能力試験 N 3 以上のみがマッチングの対象となり、さらに、訪日後の 2.5 か月の日本語等研修の後、受入施設での就労・研修が開始される。

- 技能実習生が修得する「技能、技術若しくは知識」のレベルについては、「介護職員初任者研修」相当とする必要がある。
 - ・ 習得内容について、一定の質のレベルを担保するためには、既存制度・研修を活用することが有効ではないか。
 - ・ 例えば、「介護に携わる者が、業務を遂行するうえで最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的」としている介護職員初任者研修修了を義務付ける等の方法が考えられる。

- 「技能実習」を契機として、「特定活動」や「専門的・技術的分野」に移行していけるような仕組みを検討することはできないか。
 - ・ 技能実習期間中に実務者研修を修了した実習生に対しては、介護福祉士の受験資格を付与し、また、介護福祉士試験合格者については、上記 1 の扱いとすることも検討すべきではないか。

【団体概要】 全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）

本会は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を目的に、昭和 56 年（1981 年）に全国社会福祉協議会の内部組織として設立した団体です。

各都道府県の経営者協議会（都道府県経営協）をもって構成し、現在、全国で 6,910 法人が会員となっています。（平成 26 年 4 月／組織率 40.7%）